

【シンポジウム】

ケベックにおけるライシテの課題
Les enjeux de la laïcité au Québec

趣旨と概要
INTRODUCTION

司会：田中 浩 喜
TANAKA Hiroki

現代ケベックを理解するうえで、ライシテはいまや避けて通れないキーワードである。実際、ライシテは21世紀のケベックを二分する争点となっている。伊達聖伸氏が近著『もうひとつのライシテ―ケベックにおける間文化主義と宗教的なものの行方―』（伊達、2024）で明快に描いたように、2000年代には、プシャール＝テイラー委員会が妥当なる調整の理念をもとに「間文化主義的なライシテ」を掲げ、フランスとは異なる開かれた未来を期待させたが、2010年代に入ると、フランス流の「共和主義的なライシテ」が台頭する。公務員が宗教的シンボルを勤務中に着用することを禁じた「国家ライシテ法」が2019年6月19日に採択されたことは記憶に新しく、採択後も合憲性をめぐる法廷闘争が続いている。ライシテはまさに、21世紀のケベックのアクチュアルな課題なのである。

このライシテという論点の重要性は、日本ケベック学会の2024年度全国大会において、いずれもライシテを主題とする基調講演とシンポジウムが企画されたことによく表れている。基調講演を務めたのは、ケベックとフランスのライシテを専門とするダヴィド・クサンス氏（シェルブルック大学教授）である。クサンス氏が論じたように、21世紀のケベックではライシテがアカデミアを含む社会全体を二分する争点になっているが、そこではイスラムのヴェールをめぐる是非の問題だけが焦点化しており、そのほかの論点がみえにくくなってしまっている。だが、ライシテという論点は実際には、宗教的シンボルをめぐる問題に限定されるものではなく、近現代のケベックにおける宗教と政治、ひいてはケベックというネーションのあり方自体を問うような、より広い問題系に接続しているはずである。

それでは、ケベックのライシテという論点に批判的に取り組むためには、どのような観点が有効なのだろうか。本シンポジウムのねらいは、この問いに3つの回答を提示することにあった。すなわち、インターカルチュラリズム、フェミニズム、日本との国際比較（コンパラティズム）である。こうした3つの「イズム」からケベックのライシテを眼差すことで、それが抱え込む困難や矛盾を明るみに出すこと、あるいはそこに秘められた可能性に光をあてること、そしてそれを思考するための新たな論点を示すこと。これらが本シンポジウムで取り組もうとした困難だが挑戦的な課題にはかならない。

こうした観点から本シンポジウムに登壇したのは、飯笹佐代子氏（青山学院大学）、矢内琴江氏（長崎大学）、伊達聖伸氏（東京大学）の3名である。議論の内容については、本稿に続く登壇者自身による詳細な報告があるのでそちらを参照されたい。ここでは事前の道案内として、三者三様の議論のそれぞれから、司会の目にとりわけ意義深く映った論点だけ簡単に述べておくことにしたい。

飯笹氏の発表「ケベックにおけるイスラムのヴェール規制と *interculturalisme* のゆくえ」は、「ポストコロニアルな想像力」という観点から、「国家ライシテ法」の新しい解釈を提示したところに、その独自性があるように思われる。この法律はしばしば、それまで英系カナダに向けられていたケベック・ナショナリズムの矛先がイスラムに向けられるようになった結果とされる。だが、こうした表面上の矛先の移行の奥底では、多文化主義的な連邦政府への対抗意識、すなわち「ポストコロニアルな想像力」が存続していると飯笹氏は読む。だが、そこで表面化しているのは、英系多文化主義に対抗して模索されてきたインターカルチュラリズムではなく、より排他的なナショナリズムであるという。

矢内氏の発表「クリスチャン・フェミニスト団体とライシテ」は、*L'autre Parole* という団体を取り上げる。矢内氏は機関誌や刊行物を渉猟しながら、この団体が自らの「他者性」、キリスト者であると同時に女性であるという「インターセクショナリティ」を起点に、男女平等と宗教の自由に開かれたライシテを模索してきた様子を描き出す。ライシテといえは政治の話と思われがちだが、個人の経験を足場にライシテの現状を批判し、新たなライシテの理想を紡いできた市民運動があるという事実は、それ自体がケベックにおけるライシテという論点の浸透を示すものであり、そうした団体を日本で初めて本格的に紹介した矢内氏の発表には、ライシテをめぐる学問の視座を広げる

意義があるように思われる。

伊達氏の発表「ケベックと日本のライシテを比較するためのいくつかの着眼点」は、日本とケベックのライシテの比較軸として、「主権、そして言語」「右傾化、そして男女平等」「平和、そして小国」の3つを提示した。詳しい中身は報告に譲るが、その議論の新しさは、比較軸の立て方自体にあるように思われる。これまでのライシテの国際比較は、普遍的な基準（自由や平等は法律上どの程度保障されているかなど）に照らしてなされることが多かった。だが、伊達氏はむしろ、歴史を起点としたケベックと日本の比較軸を提示している。ライシテを普遍の物差しで計るのではなく、その特殊な経験同士を付き合わせるといふ、地域研究を土台とするダイナミックな国際比較の可能性を感じる提言だった。

シンポジウムを終えて感じたのは、ケベックのライシテという論点がいかに多くの問題系に開かれているかである。本シンポジウムでは、インターカルチュラリズム、フェミニズム、国際比較（コンパラティズム）の観点からこれを示したが、ライシテがケベック社会のアクチュアルな問題である以上、これらとは異なる新たな問題系を見つけることも可能だろう。クサンス氏が基調講演で述べたように、ケベックのライシテという論点には、いまでも「開拓すべき領野」が数多く残されているのである。

（たなか ひろき 日本学術振興会特別研究員 PD）

参考文献

伊達聖伸（2024）『もうひとつのライシテ—ケベックにおける間文化主義と宗教的なものの行方—』岩波書店。

【シンポジウム】

ケベックにおけるライシテの課題Les enjeux de la laïcité au Québec

ケベックにおけるイスラムのヴェール規制と
interculturalisme のゆくえLa régulation du voile islamique et l'enjeux de
l'interculturalisme au Québec

飯 笹 佐 代 子

IIZASA Sayoko

1. 厳格化するヴェール規制——interculturalisme からの逸脱

現在、カナダでムスリムのヴェール着用規制を法制化しているのはケベック州だけである。2017 年 10 月、公共サービスの提供者と利用者の双方に対して顔を覆う宗教的シンボルの着用を禁止する「宗教的中立法 (Loi sur la neutralité religieuse)」が成立した。禁止対象として想定されているのは明らかニカブやブルカであり、事実上、北米初のヴェール禁止法となった。

さらに 2019 年 6 月には、特定の公務員に対して勤務中の宗教的シンボルの着用を禁止する「国家ライシテ法 (Loi sur la laïcité de l'État)」(以下、ライシテ法) が可決された。特定の公務員には、裁判官、警察官、刑務官、検察官、政府に雇用された弁護士等とともに公立学校の教師も含まれ、頭髮だけを覆うヒジャブまでもが禁止対象となった。これにより、とりわけ教育現場に動揺と反発が広がっている。既得権益条項によりヒジャブを被った現職教員は規制の対象外となったが、昇進を阻まれ、担任を外された。人手不足にもかかわらず、有望なムスリムの教員志望者がヒジャブのためにケベック州での教職を諦めざるを得ない事態となっている。ケベック州に住むムスリム女性の 4 人に 3 人が同州から出たいと考えるなど (le 10 juin, 2024, *Le Devoir*)、ムスリム差別を感じる人も増えている。

このようにライシテの名の下に宗教的マイノリティに社会的な不利を強いる政策は、ケベック州が 1980 年代末より標榜してきた、マイノリティの尊重

や文化間の相互交流と歩み寄りを重視する *interculturalisme* からの明らかな逸脱と言えるだろう。

2. 「開かれたライシテ」の終焉——ケベック・ナショナリズムの変容

実は、2000 年前後から注目されていたのは、ヴェールを含む宗教的シンボルに寛容で *interculturalisme* と親和性のある「開かれたライシテ (*laïcité ouverte*)」ないしは「間文化主義的ライシテ (*laïcité interculturelle*)」(伊達、2024)であった。2008 年に公表された『ブシャール＝テイラー報告』では「開かれたライシテ」を擁護し、宗教的シンボルの着用については、裁判官など一部の中立性を体現すべき職務を除いた公務員には許容されるべきとし、教員のヒジャブは問題ないと明記されていた。加えて、ケベック独自の *interculturalisme* の重要性を説き、その政策的位置付けの強化も提言していた (Bouchard et Taylor, 2008)。ところが、*interculturalisme* は法制化されないまま、2010 年代に入ると宗教的シンボルを規制する方向へと舵が切られていったのである。

その背景に、コンコーディア大学の政治学者 Salée (2022) はケベック・ナショナリズムの変容を指摘する。1960 年代に英系カナダによる被支配的立場からの解放を目指し、「静かな革命」をもたらしたナショナリズムは、リベラルで民主的な側面を有していた。それに対して宗教的中立法とライシテ法は、これまでのナショナリストが支持していた、より包摂的で多元的なケベック・ネイション像からの意図的な断絶を示していると批判する。

ケベック州でのフランス語の優位性を謳った 1977 年のフランス語憲章では、その前文に、公平性と寛容の精神、英語圏コミュニティの制度とともに、ケベックの発展に貴重な貢献をしてきたエスニック・マイノリティの尊重について明記されている。しかしながら、ライシテ法にはこうした配慮はうかがえない。同法の審議においても、影響を受ける宗教団体が意見を述べる機会ほとんど与えられず、討論を制限するクローズド・ルールにより可決された。法律にカナダ人権憲章第 33 条の「適用除外」条項を盛り込むことで、事前に違憲判決を回避するという手段もとられた。

3. multiculturalism 対ライシテの構図——*interculturalisme* の後景化？

周知の通り、ケベックの主権・独立構想への熱気が下火になって久しい。ライシテ法は、フランス系ケベック人のナショナリズムの予先が、連邦政

府ないしは英系カナダから宗教的マイノリティ、とりわけムスリム住民へと移っていったと見なされることも多い。果たしてそうだろうか。

オタワ大学の歴史社会学者 Peker (2024) は、ケベック社会には英系カナダに対抗する「ポストコロニアルな想像力 (postcolonial imaginaries)」が根強く存在し続けており、中でもライシテ法支持者らが特に敵対視しているのが、連邦政府の multiculturalism であるとする。例えば Bloc Québécois が、それをケベック州におけるライシテへの願望に対する大きな障害として糾弾するように、そこには英系カナダを象徴する multiculturalism と、それに対抗するケベックのライシテ、という構図を見出すことができる。

ところで、そもそも multiculturalism への対抗概念としてケベックで模索されてきたのは interculturalisme だったはずである。しかし、ライシテ法を批判する立場の側にも interculturalisme に言及した議論は後景に退いていたことが指摘されている (Couture et St-Louis, 2022)。そうした中で、希少なながらも両者の関係に注目した以下の二つの見解を特筆しておきたい。

一つは、もしケベックで interculturalisme が法制化されていたならば、ライシテ法は成立しなかっただろう、というものである (Dionne-Charest, 2019)。より悲観的な見方は、ライシテ法によって interculturalisme の法制化の可能性が損なわれただけでなく、ケベックが多文化社会であるという基盤そのものが揺らぐことになるとするものだ (Lampron, 2021)。

今後、果たしてライシテ法が見直される可能性はあるのだろうか。ヴェール問題と interculturalisme のゆくえは、大きくそこにかかっている。

(いいざさ さよこ 青山学院大学)

参考文献

- BOUCHARD, Gérard et Charles TAYLOR (2008) *Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec.
- COUTURE, Jean-Pierre et Jean-Charles ST-LOUIS (2022) « L'éclipse de l'interculturalisme au Québec », *Revue canadienne de science politique*, vol. 55, n°4, pp.805–826.
- 伊達聖伸 (2024) 『もうひとつのライシテ—ケベックにおける間文化主義と宗教的なものの行方—』 岩波書店。
- DIONNE-CHAREST, Antoine (2019) « Qu'est-ce que l'interculturalisme? » *La Presse*, le 16 août 2019.

- LAMPRON, Louis-Philippe (2021) « La *Loi sur la laïcité de l'État* et les conditions de la fondation juridique d'un modèle interculturel au Québec », *Canadian Journal of Law and Society/La Revue Canadienne Droit et Société*, vol. 39, n°1, pp.323-337.
- PEKER, Efe (2024) « Postcolonial imaginaries in the West: secular state-building and cultural defence in Québec since the Quiet Revolution », *Politics, Religion & Ideology*, vol. 25, n°2, pp.218-242.
- SALÉE, Daniel (2022) « The New Face of Quebec Nationalism: reconsidering the Nationalism/Democracy Nexus », *American Review of Canadian Studies*, vol. 52, n°2, pp.119-138.

【シンポジウム】

ケベックにおけるライシテの課題
Les enjeux de la laïcité au Québec

クリスチャン・フェミニスト団体とライシテ
La collective féministe et chrétienne et la laïcité

矢内 琴江
YAUCHI Kotoe

ケベック州において展開されてきたライシテをめぐる議論のなかで、クリスチャンでありフェミニストである女性たちはどのように議論し、またアクションを生み出してきたのか。本発表では、ケベックにおける第二波フェミニズムから誕生した、クリスチャンでありフェミニストである女性たちによるグループ L'autre Parole による批判的な探究と実践を取り上げた。

分析の対象としたのは、L'autre Parole が、1977 年から同じタイトルで刊行している雑誌であった。その中で、タイトルの中にライシテの語がある記事、特集を精読し、L'autre Parole のメンバーによるライシテをめぐる議論の過程とその中で展開されていく実践を辿った。それらを読み取る際の視点としてインターセクショナルリティを用いた。

本発表の構成は、まず L'autre Parole について説明した。続いて、L'autre Parole による批判的な探究と実践の展開を4つの段階に分けて叙述した。最後に、同グループによる宗教間対話の実践について触れた。

1. L'autre Parole について

L'autre Parole は 1976 年に結成されたフェミニスト・クリスチャンのコレクティブである。

当時、ケベック大学リムスキー校の神学の教員だった Monique Dumais の呼びかけに応じた女性たちによって始まった。メンバーたちは、フェミニストの観点から、キリスト教の実践を行なうとともに、正義と平等の探究に取り組む社会的なネットワークとの連帯に取り組んでいる。

具体的な活動は、年次大会の開催、雑誌の発行、聖書をフェミニストの視

点から再解釈することや典礼実践を行うことである。また今日的な社会・宗教問題に関する講演・討論会、メディアでの発言、他のフェミニズム運動との連帯などもある。例えば、*L'autre Parole* は、人工中絶問題に対しても発言し続けてきた。

2. *L'autre Parole* によるライシテをめぐる批判的探求

L'autre Parole が年3回発行している雑誌 *L'autre Parole* では、これまでに3回「ライシテ」を特集に取り上げている。

第1段階 ブシャール＝ティラー委員会発足の時期に行われた「他者」をめぐる共同的な省察 (2009～2012年)

2009年に「アイデンティティ、多様性、宗教：フェミニストの視点あるいは他者である経験」と題して年次大会を開催した。120号に詳細な記録が掲載されている。

このテーマは、ブシャール＝ティラー委員会による妥当なる調整をめぐる議論の只中で選択されたテーマだった。この会では、グループでアイデンティティに関するフェミニズムの視点を語り合ったり、参加者同士で自分を「他者」だと感じた経験について語り合ったりした。参加者たちの語り合う言葉からは、家庭、職場、コミュニティなど、場面は異なるものの、フェミニストであること、そしてクリスチャンであることという二重の他者を生きている経験が共通点として浮かび上がってきた。またそうした経験はネガティブであるばかりではなく、自己肯定や他の女性たちとの連帯の契機といったポジティブな経験に繋がっていた点においても共通していた。

このように自己の経験を語る言葉を聴き合う営みから、*L'autre Parole* ではライシテについて議論を始めていったのだ。

第2段階 ヴェール着用禁止問題を受けた *L'autre Parole* 内で公式に行われたライシテと男女平等に関する議論 (2012年)

L'autre Parole が初めてライシテを公に取り上げたのは133号だった。同号では、*L'autre Parole* としてのポジションを提示することを目的とせず、歴史学、社会学、神学などの多様な研究領域と、*L'autre Parole* が常に中心に据えてきた問題である男女平等の観点からライシテについて論じた。

第3段階 60号法案の廃案後のフェミニスト的観点からのライシテをめぐる議論（2015年）

L'autre Parole がライシテの議論に対する自らの立ち位置を明確に示したのは140号である。すなわち、これまでの議論ではケベックではマイノリティの宗教に焦点が当てられ、ケベックのマジョリティの宗教には無関係であるように見なされていた。しかし、マジョリティの宗教であるカトリック教会には、いまだに性差別が根強く残っている。そのため、L'autre Parole としては、マジョリティの宗教に焦点を当てて、フェミニズムの観点から、ライシテの議論をする必要があると考えたのであった。

第4段階 メンバーのライシテに関する博士論文をもとに議論し、その重要性が再確認された「ラディカル・フェミニスト・ライシテ」というポジショナリティの提案（2021年）

157号ではメンバーであるジョアンナ・フィリップがケベック州のライシテの性差別構造を明らかにした博士論文を合評した。執筆者らが評価したのは、フィリップが行ったケベック女性の地位評議会（CSF）のライシテの分析である。すなわち、フィリップによれば、CSFは、国家と教会の分離を認めているが、そのことは結局教会における性差別に対する国家の不介入を許してしまうことになるのである。この批判を支持して、同号の執筆者の1人は、「ライシテという幻想を書き換えるよう促す、宗教の自由に関するフェミニズムの考え」を提示する。「男女平等の名の下に」、国家が宗教に介入すべきであるという提案だ。

結論

L'autre Parole のライシテの議論は、その出発点にメンバーの「他者である」という経験に関する共同的な省察があった。そこから、多様な領域の知見を活かしながら、L'autre Parole 独自の立場、すなわちケベックのマジョリティ宗教であるキリスト教と男女平等という立場から、ライシテに取り組んでいる。このことは、一貫して自分たちの信仰、あるいは信仰の共同体のあり方との関係において、自分たちの問題としてライシテについて共同で考えてきたプロセスだった。しかしこれは見方を変え、内向的なようにも見える。ところが、L'autre Parole では、先の第一段階の直後から、ムスリムの女性たちによる記事を掲載した号を発行したり、年次大会での提案を受けて、ムス

リム、カトリック、プロテスタントなどの信仰を持つフェミニストの女性たちの宗教間対話のグループも生み出したりして、現在に至るまで活動を続けている。

このように、L'autre Parole のライシテをめぐる批判的探究と実践は、信仰を持って生きる女性たちとその共同体が、「公正・平等・自由・平和・連帯的な世界をめざして」、自己と他者との対話を繰り返しながら、社会に責任をもって向き合い続ける営みだった。

(やうち ことえ 早稲田大学)

【シンポジウム】

ケベックにおけるライシテの課題

Les enjeux de la laïcité au Québec

ケベックと日本のライシテを比較するための
いくつかの着眼点Quelques pistes de réflexion pour comparer la laïcité
québécoise et la laïcité japonaise

伊達 聖 伸

DATE Kiyonobu

1. 主権

ジャン・ボベロとミシュリーヌ・ミロは、ライシテの比較研究のために、良心の自由の保障、市民の平等の実現、政教分離、国家の宗教的中立性を4つの構成要素としているが、国家の主権の問題は明示的には言及されていない (Baubérot et Milot, 2011)。

戦前の日本では、法的には政教分離がなされ、信教の自由も形式的には規定されていたが、実質的にはいわゆる国家神道が国教の役割を果たしていた。このような擬似ライシテ体制から、ライシテ体制に移行したのが戦後直後の重要な改革だが、見落とされがちなのは、このときアメリカの占領下にあった日本は主権を持っていなかったことである。

アメリカとの距離感はカナダおよびケベックでも複雑な問題をはらんでいるが、1960年代の「静かな革命」以来のケベックにおける最大の政治的争点は、連邦政府から主権を獲得することであった。ケベックにおいてライシテという言葉は、1960年代より社会の一部で脱宗派化の意味で用いられていたが、当時は広く人口に膾炙した言葉ではなかった。振り返ると、この言葉は連邦政府からの主権獲得を賭けて2回目の州民投票が1995年に行なわれたあとに広く用いられるようになったことがわかる。つまり、ケベックのライシテ問題 (question laïque) は、独立問題 (question nationale) を引き継ぐ面がある。

2. 右傾化

ケベックにおける「間文化主義」とライシテの形成は同時代的で、フランスとの差異を意識した「開かれたライシテ」が2000年代にひとつの明確な像を結ぶに至ったが、2010年代になると「共和主義的なライシテ」および「カト＝ライシテ」が台頭するようになった（伊達、2024）。

日本でもライシテの右傾化について語ることができるだろうか。1946年の日本国憲法に定められている政教分離の規定はかなり厳格なもので、それは人権保障の観点からの良心の自由および信教の自由の保障と結びついている。だが、「厳格」であるはずの政教分離の原則は、実際には「柔軟」に運用されてきた（Higuchi, 2001）。しかも柔軟な運用は、マイノリティの人権保障の観点からというよりは、伝統的な習俗としての神道に対してなされてきた。ジェラルド・ブシャールは、ボベロやミロが指摘するライシテの4つの要素に、「習慣としての価値または代々受け継がれてきた価値」という要素を付け加えている（ブシャール、2017）。最初の4つの要素を重視するのが「左のライシテ」であるとすれば、最後の5番目の要素を重視するのが「右のライシテ」である。戦後日本のライシテ体制においては、この5番目の要素が無視できない形で機能してきた（Date, 2022）。伝統宗教には優しく、異質な宗教には厳しくというのは、フランスやケベックで見られるカト＝ライシテの台頭を彷彿とさせる。

3. 平和

広島で開催される日本ケベック学会で、平和という主題を喚起することは意味のあることである。日本国憲法においては、政教分離と平和主義はセットになっているととらえることが可能である。戦後日本における分離主義的なライシテと平和主義は切り離せないものだった。ところが、1990年代以降の国際情勢の変化にともない、日本の国際貢献なるものが求められるようになり、戦争放棄の平和主義から国際平和秩序維持に関与する積極的平和主義に変化した。ライシテの右傾化にともない、戦後日本の平和主義も試練を迎えている（Tanaka, 2021）。

ケベックにおけるライシテ化の重要なモーメントは、1960年代の「静かな革命」である。「革命」でありながら「静か」であったということは、当時のライシテ化が紛争や葛藤や衝突に満ちたフランスのライシテ化とは異なり、協調的で穏やかなものであったことを暗示している。2000年代にひとつの形

をとった間文化主義的なライシテも、多様性を調停し和平をもたらす側面を有していた。2010年代以降に台頭してきた共和主義的なライシテおよびカト＝ライシテは、平和主義の観点からはどのように位置づけられるだろうか。

フランス系カナダあるいはケベックは、小さなネイションという意識を持つ社会で、パピノーの反乱や、ルイ・リエルによるレッド・リバーの反乱、十月危機やオカの危機などの武力衝突はあるものの、その歴史のなかで好戦的な膨張主義はほとんど見られないと言われる。現代のライシテのあり方を批判しながら、ライシテの問題を小国平和主義と関わらせて検討することも (Date and Laniel, 2024)、国際的に展開しているライシテ研究の課題のひとつだろう。

(だて きよのぶ 東京大学)

参考文献

BAUBÉROT, Jean et Micheline MILOT (2011) *Laïcités sans frontières*, Seuil.

ブシャール、ジェラルド著、丹羽卓監訳 (2017) 『間文化主義—多文化共生の新しい可能性—』 彩流社。

DATE, Kiyonobu (2022) « Partisans de la laïcité de droite au Japon », *Sociologie et sociétés*, Vol. 54, n°1, pp. 113-135.

伊達聖伸 (2024) 『もうひとつのライシテ—ケベックにおける間文化主義と宗教的なものの行方—』 岩波書店。

DATE, Kiyonobu et Jean-François LANIEL (dir.) (2024) *A New Approach to Global Studies from the Perspective of Small Nations*, Routledge.

HIGUCHI, Yoichi (2001) « La « réception » du constitutionnalisme dans les zones culturelles extra-occidentales : laïcité dans la pratique de la justice constitutionnelle japonaise », *Annuaire international de justice constitutionnelle*, vol. 16, pp. 490-510.

TANAKA, Hiroki (2021) « Laïcité et pacifisme : La mutation contemporaine de la laïcité japonaise », *Archives de sciences sociales des religions*, n° 194, pp. 155-172.